

処遇首席指示第 5 4 号  
令和 2 年 8 月 1 7 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

弁護人等が面会時にパソコンの使用を求めた際の対応について  
標記について、下記のとおり定め即日施行するので了知願います。

なお、平成 2 7 年 8 月 4 日付け当職指示第 4 9 号「弁護人等が刑事被告人との  
接見時にパソコン等の使用を求めた際の対応について」については、廃止し  
ます。

#### 記

##### 1 一般的留意事項

- (1) 弁護人待合室に、面会時においてパソコン等の使用を希望する場合は、事  
前に職員に申し出るよう掲示した上で、あらかじめ、弁護人等に対して、パ  
ソコン等の使用の有無を確認すること。
- (2) 弁護人等が、パソコン等を使用する場合には、当該パソコン等の CCD カ  
メラ機能及び内蔵マイクの有無を確認するとともに、CCD カメラ、PHS  
カード等の付属品の所持について質問すること。
- (3) 事前の申告がないにもかかわらず、弁護人等が面会時にパソコン等を使用  
していることを確認した場合は、その時点で、上記 1 (2) の質問を行い、  
下記 2 又は 3 に準じた対応を執ること。

##### 2 刑事被告人との面会時

- (1) パソコン等の使用は、訴訟上の必要に基づく記録用等の使用目的に限るも  
のとし、パソコン等での録音・再生機能、録画・再生機能、電話等の通信機  
能は、いずれも使用できない旨を告知すること。
- (2) 弁護人等がパソコン等を使用して、未決拘禁者との面会時に DVD 等の再  
生を事前に申し出た場合は、令和元年 1 0 月 7 日付け達示第 2 2 号「弁護人  
等が未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応につ  
いて」に基づき、所定の申告及び確認を行った上で許否の判断をすること。

##### 3 死刑確定者と再審請求に係る弁護士との面会時

- (1) 再審請求に係る弁護士からパソコンの使用に関する申出がなされた場合  
は、別添「パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）」を記載さ  
せること。

- (2) 弁護人等が同意書の記載を拒否した場合は、統括矯正処遇官（第一担当）（不在の場合は、処遇部門の別の統括矯正処遇官。以下「第一統括等」という。）に報告することとし、同報告を受けた第一統括等は、当該弁護人等に対して口頭で質問し、回答結果を同意書に記載し、押印すること。
- (3) 記載後の同意書については、面会表等に貼付することなく専用のファイルに編綴し、当所において管理すること。

別添

パソコンの使用に関する同意書（再審請求弁護人用）

パソコンを使用する目的（該当するもの全てにチェックすること）

訴訟上の必要に基づく記録用

画面に表示された証拠の閲覧

- 1 上記目的以外には使用しないこと
- 2 パソコンの撮影機能，録画機能，録音機能，電話，電子メール等の通信機能（インターネット検索を含む。）を使用しないこと
- 3 1及び2に反して使用した場合は，直ちにパソコンの使用を中止すること

以上について，同意します。

令和 年 月 日 弁護人氏名 \_\_\_\_\_